

水際対策の強化が図られていることや年度末から年度当初にかけて海外から帰国する者の増加が見込まれることに鑑み、海外から帰国・再入国する児童生徒等への対応について留意点をお示しするものです。

事 務 連 絡
令和3年1月26日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局国際教育課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

海外から帰国・再入国する児童生徒等への対応について

今般、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大していることや世界各地において新型コロナウイルス変異株が確認されていること等を踏まえ水際対策の強化が図られていること、また、年度末から年度当初にかけて海外から帰国する者の増加が見込まれることに鑑み、海外から帰国・再入国する幼児・児童・生徒・学生（以下「児童生徒等」という。）への対応について、特に下記に留意した上で、適切に御対応いただくよう改めてお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設

置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いいたします。

記

- 海外から帰国・再入国するすべての方は、出国前 72 時間以内に実施された新型コロナウイルス感染症に関する検査を受け、「陰性」であることの検査証明を入国時に検疫官に提出する必要があること。
- 海外から帰国・再入国した児童生徒等を学校等に登校させるにあたっては、政府の要請に基づく入国後 14 日間の自宅等での待機を経た上で児童生徒等の健康状態に問題がないことを確認いただきたいこと。
- 海外から帰国・再入国した児童生徒等へのいじめや偏見が生じないようにするなど、児童生徒等の人権に十分配慮すること。
- 水際対策については今後変更があり得るので最新の状況に注意いただきたいこと。

(参考 1) 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について (令和 3 年 1 月 25 日現在)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

(参考 2) 水際対策に係る新たな措置について (令和 3 年 1 月 14 日現在)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

<本件連絡先>

(保健管理に関すること)

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 学校保健対策専門官

T E L : 03-6734-2976

(児童生徒のいじめに関すること)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

T E L : 03-6734-3298

(その他のお問い合わせ)

文部科学省総合教育政策局国際教育課

T E L : 03-6734-2035